

# 鳥取縣公報

## 告 示

昭和二十四年十一月八日 火曜日  
第二千六十一号

本書ノ大キサハ規定規格A5判

### ◇鳥取縣告示第六百十五号

装蹄師法第一條第二項第三号により、次の者に装蹄師免許証を交付した。

昭和二十四年十一月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 本籍地 氏名

第四一号 昭和二十四年十一月五日 鳥取縣 元田春壽

### ◇鳥取縣告示第六百十六号

左記土地を保安林に編入する申請を受理した。

昭和二十四年十一月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 記

郡	町村	大字	字	地番	地目	町	台帳面積	町	編入面積	所有者	保安林種
東伯	宇野	1	西又ノ二	一、九六三	原野	三〇〇五	、九五一〇	、九五一〇	三〇〇五	宇野村	飛砂防止
同	同	1	同	一、九六四	同	、九五一〇	、九五一〇	、九五一〇	同	同	同
同	同	1	同	一、九六五	同	、〇三〇八	、〇三〇八	、〇三〇八	同	同	同
鳥取市	百谷	大沢		五〇二	同	八、一六一五	八、一六一五	八、一六一五	鳥取市	水源涵養林	
同	同	南谷		四九六	同	一八、五五二五	一八、五五二五	一八、五五二五	同	同	

鳥取縣告示第六百十七号

食糧管理法施行規則第二十九條第三号による指定を次のように改める。

昭和二十四年十一月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、旅行に伴い旅行中の主要食糧を携行輸送する者この場合の一人当り数量は左によるものとする。
  - 1 穀類(米穀、大麦、はだか麦、小麦、雑穀、穀粉) 澱粉、めん類、パン類、もち、合計、三疋
  - 2 諸類(甘藷、馬鈴薯) 合計二貫目
  - 3 その他、穀類に準じて取扱う。
- 二、住居の移轉に伴い轉出証明書所持し主要食糧を移動輸送する者、この場合の一人当り数量は左によるものとする。
  - 1 穀類等 合計 五疋
  - 2 諸類 合計 三貫目
  - 3 その他、穀類に準じて取扱う。

い当該主要食糧を移動輸送する者。

四、自己の所有する主要食糧を加工のため、同一市町村内の加工場所まで又は加工場所から移動輸送する者及び市町村長の別紙様式による加工証明書を所持し縣内他市町村の加工場所まで又は加工場所から移動輸送する者、或いは輸送の委託を受けた者、但し糶摺又は掲精の場合を除いて一世帯当り左の数量の範囲内に限る。

1 穀類及びその加工品 合計 三十疋

2 諸類及びその加工品 合計 三十貫

別記

主要食糧加工証明書

一、種別	原材料	加工品
二、数量	同 疋(貫)同	疋(貫)
三、加工期日	昭和年月日	加工者 印
四、輸送期間	昭和年月日から	月日まで
五、加工場所		
六、原料所有者	住所	氏名

右相違ないことを証明する。

00405

年月日

市町村長 氏名 印

鳥取縣告示第六百十八号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年十一月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う村
  - 一、條例制定の認可年月日 東伯郡上北條村 昭和二十四年十月二十八日

鳥取縣告示第六百十九号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十一月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市吉成五一〇 美保農業協同組合長 漆原健治

正 誤

- 一、建築物の位置 鳥取市吉成五一〇
- 一、同 用途 店舗
- 一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 六四、八平方米 突出する部分 六、〇平方米
- 一、許可條件
  - 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
  - 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
  - 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
  - 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
  - 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うものとす。



同	鳥取營業所分会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	九、一〇
同	倉吉營業所分会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	九、一〇
同	米子營業所分会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	九、一〇
同	民主自由党鳥取縣支部	4	4	4	4	4	4	4	4	4	同	九、一〇
同	因幡部会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	九、一〇
同	岩美支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	九、一〇
同	東伯支部	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	同	九、一〇
同	西伯支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	九、一〇
同	民主党鳥取縣支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	九、一〇

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄 附 者

1、救国青年連盟鳥取縣支部	政党協會その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所所在地
一	五〇〇、〇〇〇	一	一	沢田 久吉	漁業	氣高郡酒津村
一	三、〇〇〇、〇〇〇	一	一	小田垣勝馬	商業	鳥取市川端三丁目
一	三、五〇〇、〇〇〇	一	一	谷口幸太郎	農業	八頭郡西郷村
二	四、〇〇〇、〇〇〇	二	二	鈴木 龜雄	商業	鳥取市東品治町
二	五、六〇、〇〇〇	二	二	池上 五郎	同	同川端二丁目

3、鳥取縣西部産業防衛 共同斗争委員会	1、二二五、〇〇〇	1	1	田鉄労働組合米子支部	米子市弥生町
1、二八五、〇〇〇	1	1	日本共産党米子市委員会	同立町	
1、五四〇、一九	1	1	日曹米子製鋼工場従業員組合	同久米町 日曹米子製鋼場内	
1、二〇、〇〇〇、〇〇〇	1	1	栗林 力吉	社長 同加茂町	
1、二〇、〇〇〇、〇〇〇	1	1	坂口平兵衛	同 同尾高町	
1、三〇〇〇、〇〇〇	1	1	後藤市右衛門	農業 同内町	
1、五〇〇〇、〇〇〇	1	1	伯耆貨物自動車会社	同角盤町	
1、〇〇〇〇、〇〇〇	1	1	近藤孝四郎	社長 日野郡根雨町	
1、八〇〇〇、〇〇〇	1	1	水産業会	米子市灘町	
1、四、七〇〇、〇〇〇	2	2	亀井 文二	政党役員 鳥取市吉方町	
1、〇〇〇〇、〇〇〇	1	1	民衆文庫	書店 同西町	
1、五、〇〇〇、〇〇〇	1	1	米原美智子	なし 同	
1、五、〇〇〇、〇〇〇	1	1	松岡 恒治	物品販売業 同大工町頭	
1、六、五〇〇、〇〇〇	3	3	竹本 節	なし 同掛出町	
1、七二〇、〇〇〇	1	1	安東 淑夫	官吏 同寺町 全遞工事廠	
1、〇〇〇〇、〇〇〇	1	1	末次忠太郎	製材業 東伯郡八橋町	
1、六二〇、〇〇〇	1	1	山口 英美	なし 鳥取市西町	
1、六〇〇、〇〇〇	1	1	木島 庄平	書記 八頭郡若櫻町	
5、同因幡地区委員会					
4、日本共産党鳥取縣委員会					

6、同東伯地区委員会

六〇〇、〇〇	一	西橋喜代雄	学生	鳥取市馬場町
五〇〇、〇〇	一	白菱商会 小林貞男	取締役	同東品治町
一、一〇〇、〇〇	一	西村 昭二	なし	岩美郡宇倍野村
一、〇〇〇、〇〇	一	本部 正雄	事務員	八頭郡大村
五、〇〇〇、〇〇	一	伊藤 昭二	書記	鳥取市西町
九〇〇、〇〇	一	押本 祐志	党書記	東伯郡倉吉町
三、二〇九、〇〇	二	船越 進	農業	同社村
七〇〇、〇〇	一	津田 義隆	党書記	同倉吉町
二、〇〇〇、〇〇	一	赤本 力藏	農業	同八橋町
二、〇〇〇、〇〇	一	徳本 幸榮	同	同
二、〇〇〇、〇〇	一	松田 正徳	木材業	同
三、〇〇〇、〇〇	一	人民文庫	書籍販売	米子市東町
一、〇〇〇、〇〇	二	アカハタ米子支局		同立町
一、〇〇〇、〇〇	一	日本冷凍米子工場		同灘町
一、三二〇、〇〇	一	カサギ食糧工業労働組合		同久米町
五〇〇、〇〇	一	小西 宗晴	商業	同法勝寺町
五〇〇、〇〇	一	角崎 啓一	農業	同車尾
五〇〇、〇〇	一	妹尾 三男	鉄道吏員	同弥生町

7、同伯西地区委員会

8、日本社会党米子支部

9、民主自由党鳥取縣支部

10、同東伯部会

支出

政党協会その他の団体名

支出の総額

件数

支出の目的

一、三、〇〇〇、〇〇	一	マイク購入		
一、二〇〇、〇〇	一	印刷代金		
一、五〇〇、〇〇	一	廣告代金		
五、〇〇〇、〇〇	一	印刷代金		
三、五六〇、〇〇	一	自動車代金		
一九、〇八五、〇〇	一	一時貸与		
二四、〇〇〇、〇〇	二	納金(中央委員会中国地方委員会へ)		
二、〇〇〇、〇〇	一五	人件費		
八〇〇、〇〇	一	池本 征	公吏	同勝田町
二五、〇〇〇、〇〇	二	勢村 利夫	同	同加茂町
一〇、〇〇〇、〇〇	一	稻田 直道	農業	鳥取市古市
一〇、〇〇〇、〇〇	一	中山 牧藏	材木業	同東品治町
一〇、〇〇〇、〇〇	一	稲垣 寅吉	工業	同職人町
四、〇〇〇、〇〇	一	門脇勝太郎	会社員	東伯郡倉吉町
一、〇〇〇、〇〇	一	海田 政治	小間物商	同

5、同因幡地区委員会

二〇、〇〇〇、〇〇	一	寄附返済(坂口平兵衛)
三、五〇〇、〇〇	一	印刷費
一、〇八一、〇〇	一	電話料
一、四〇〇、〇〇	一	汽車賃
四一、五〇〇、〇〇	二七	人件費
二三、九八二、〇〇	一三	党費(縣委員会中国地方委員会)
五、〇〇〇、〇〇	一	返金
一、〇〇〇、〇〇	一	メーデー資金
一四、三〇六、〇〇	一	スピーカー部分品代
五、〇〇〇、〇〇	五	交通費
一、五〇〇、〇〇	一	貸出
一五、〇〇〇、〇〇	四	借入金返納
八、七八一、四五	四	党費(縣委員会)
六、八〇〇、〇〇	四	電話料
一四、九〇〇、〇〇	三	人件費
一、〇〇〇、〇〇	一	洋紙購入費
六、一二〇、〇〇	三	人件費
二、〇〇〇、〇〇	二	交通費

6、日本共産党東伯地区委員会

7、日本共産党伯西地区委員会

七、七〇八、〇〇	四	通信費
二、二〇〇、〇〇	一	文具費
二、〇〇〇、〇〇	一	雑費
二、〇三四、〇〇	二	税金
八、九八六、〇〇	四	党費
九、五〇〇、〇〇	六	人件費
四、三〇〇、〇〇	二	廣告費
三四、五五五、〇〇	三	雑費
六、〇〇〇、〇〇	三	人件費
三、二二五、〇〇	一	清酒代

8、日本共産党米子支部

9、民主自由党鳥取縣支部

10、民主自由党東伯部会

○鳥取縣選舉管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた日本社会党伯西支部の解散の際の收支に関する報告書の要旨は左の通りである。

昭和二十四年十一月八日

鳥取縣選舉管理委員会委員長

上

根

政

幸

一、種 類

政治資金規正法第十七條の規定による報告書

政治資金規正法第十七條の規定による報告書要旨

二期間 自昭和二十四年五月十一日  
至昭和二十四年八月三十一日

三、報告書の要旨

政党協会その他の団体名

寄附及び  
収入又は  
寄附の総  
額

一件千円以  
上の寄附  
数件  
総額

一件五百円  
以上の寄附  
数件  
総額

支出の総額

一件千円以  
上の支出  
数件  
総額

一件五百円  
以上の支出  
数件  
総額

報告書受理年月日

日本社会党伯西支部 1,100.00 1 1 1 1,100.00 1 1 1 昭和二四、九、八

四、主要なる寄附者及び支出なし。

昭和二十四年十一月八日印刷  
昭和二十四年十一月八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

發行

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

印刷所 縣